

近現代建造物の保存と活用の在り方について

近年、文化庁では近現代建造物¹を重要文化財として指定し、その保護を積極的に進めてきた。近現代建造物は、これまで重要文化財として保護が図られてきた神社仏閣等と比べて多様な種別からなり、大規模なものも多い。また公共施設、企業等が所有する稼働資産が多いことも特徴の一つであり、修理や改修を繰り返しながら現代社会の中で活用されている。更に、煉瓦造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造、あるいは混構造など、伝統的な木造建造物とは異なる工法、材料が用いられ、文化財の修理を進める上で様々な課題に直面している。このため、文化庁では平成28年度から平成29年度にかけて、「近現代建造物の保存と活用の在り方に関する協力者会議」を設置し、重要文化財である近現代建造物の今後の保存と活用の方向性に関して調査研究を進めてきた。この度、本協力者会議の検討結果を取りまとめたので、ここに報告する。

1 これまでの取組と本協力者会議で検討した課題

文化庁は、平成6年7月に文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会による「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」、また近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議による「近代の文化遺産の保存と活用について(建造物分科会報告)(平成7年10月16日)」の報告を受けて、文化財保護の今後の在り方について多面的に検討してきた²。この結果、文化財保護の対象や保護措置の拡大を図り、近代化遺産等の指定を積極的に進めるとともに、建造物分野で先行して活用しながら保存していく登録文化財制度を導入した。それから約20年が経過し、近代の重要文化財(建造物)の指定件数は343件965棟、登録有形文化財(建造物)の登録件数は11,886件に達している(平成30年3月9日時点)。

また、平成7年には「重要文化財(建造物)の活用指針に関する調査研究協力者会議」を設置し、翌8年に「重要文化財(建造物)の活用に対する基本的な考え方(報告)」をまとめた。この報告では、所有者等による自主的な保存と活用が円滑に促進されるように、文化財の価値を損なうことがないよう考慮しながら、活用の基本方針、活用にかかわる問題点、

1 本報告書では、「近現代建造物」を明治期から現代にかけての近代の発展を伝える文化財である建築物、土木構造物及びその他工作物とする。本協力者会議では主に煉瓦、石、鉄、コンクリート造など非木造の建造物を扱った。

2 「近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議」では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、大きな課題となっている近代の文化遺産の適切な保護を図るため、その保存と活用の在り方について調査研究を行い、活用を進める上で、安全性を確保し利便性を確保すること、また建造物としての機能や用途を維持する場合や、新しく機能や用途を維持するための改変を行う場合は、現状変更等に対する柔軟な対応を求めるべきといった提言がされている。

その解決策等を定めた保存活用計画の策定が提案された。この提案を受けて「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日 庁保建第164号文化庁文化財保護部長通知）で「重要文化財（建造物）保存活用計画策定指針」を示し、いわゆる稼働資産や公有化された近現代建造物を中心に保存活用計画の策定が進められてきた。

近現代建造物の重要文化財（建造物）指定や登録有形文化財（建造物）の増加に伴い、徐々に修理事業が増えてきている。こうした具体的な修理事業を通じて、解体修理が可能な木造建造物とは異なり、煉瓦、石、鉄、コンクリートといった材料を用いた建造物修理の課題が明らかとなり、その基本的な考え方等の見直しが求められている。現役の建造物は、機能維持のために修理や機器等の更新が求められ、また、新しい機能に転用された建造物では、活用のための改修が必要となる。その中で特に公共施設や不特定多数の人が利用する施設には、高い安全性が求められる。以上のように、文化財の価値を継承していくためには、可能な限り保存するという文化財修理の基本的な考え方を維持しつつ、活用のための改修をどの程度まで許容できるかといった考え方が求められている。

本協力者会議では、こうした現状を踏まえ、近現代建造物の保存と活用の在り方を示すため、課題である以下の点について検討した。

- ・ 近現代建造物における保存と活用の考え方
- ・ 近現代建造物の修理の担い手確保
- ・ 現行の工事執行制度における課題と対策

2 近現代建造物における保存と活用の考え方

（1）文化財の保存・活用の必要性と文化財的価値の維持

現在も社会の中で活用されている近現代建造物は、経年による劣化や破損に対する継続的な維持管理や定期的な補修が必要であり、補修の際には常に機能性・快適性・安全性の見直しが求められる。また、近現代建造物は機能が短時間で変わることがあり、異なる用途へ転換されながら使い続ける場合も見られる。この場合、文化財の特性に対する理解が不十分のまま改修が行われると、文化財の価値を著しく低下させるだけでなく、建造物自体の利用価値や使用頻度を低下させてしまう可能性もある。更に使い続けていく上で構造的に無理を生じさせてしまい、長期的には建造物として残すこと自体が難しくなる。

また、土木構造物は社会基盤施設として供用（保存・活用）していくために、毀損してから補修するのではなく、事前に劣化することを想定して予防保全計画を策定し、この計画に基づいて維持することが求められる³。更に建築物における建築基準法のように、土木構造物

3 常願寺川砂防施設（平成21年に指定、平成29年に追加指定）（富山県）は、荒廃河川である常願寺川水系を一体的に治める治水施設である。竣工以来、崩落土砂の浸食などにより躯体への毀損が継続的に見られ、都度、補修の手が加えられてきた。そして、防災施設としての機能保持と文化財の価値の両立を図るため、平成25年に「白岩堰堤砂防施設保存管理計画」が策定された。計画では、災害等により被害を受けた際の手続等について、適正かつ効率的に行うことができるよう示されている。

は関連法規に適用除外や緩和制度がなく、建設当初の条件下で供用を続ける場合は、社会基盤施設としての性能を維持するために、現行の法令や技術基準等に適合させる改修が適宜求められる。

一般的に文化財の保存・活用の考え方は、文化財の価値が社会により広く理解され、良好な状態で活用が続けられることが適切な保存につながるものであり、保存と活用を一体に捉えている。しかしながら、近現代建造物の改修工事は、神社仏閣等のこれまでの文化財建造物と比較して、使い続けるための新しい機能が付加されることにより、改修部分の占める割合が大きくなる傾向にある。このため、あらかじめ文化財の価値の所在を明らかにして関係者等で共有しておかなければ、維持管理行為、修繕又は改修を行う際に、文化財の保存・活用という名のもと、所有者、事業者等が意図せずに文化財の価値を大きく損なう危険性が高い。そこで近現代建造物については、指定に先立ち、所有者等による自主的な保存・活用が円滑に進められるように、文化庁と所有者等とが文化財の価値の所在を共有し、所有者等が主体的に活用のための計画をあらかじめ策定できるよう、将来的な改修の可能性なども共有しておくことが大切である。また指定後、現状に変更を加えるような大規模な改修をする際には、改めてその事業の必要性や効果、工事の仕様等について協議し、より良い改修が速やかに行われるよう、関係機関と協議できるような連絡体制が重要である。

(2) 近現代建造物の修理、活用のため整備する際に考慮すべき点

近現代建造物は、煉瓦、石、鉄、コンクリートといった材料を用い、一体的な躯体を形づくるところに特徴がある。それゆえ、木造のように部分的に解体して、傷んだ部材を補修した後、再び組み立てることは難しく、解体を伴う修理や改修は、文化財の価値を保持する上で必ずしも適当とはいえない。例えば、煉瓦造やコンクリート造の建造物を解体して、分解した材料を再利用しても、材料自体は残るが、建設当初の工法の一部は損なわれる。また、継続的に供用されている近現代建造物は、一般的には設備機器の更新が定期的に行われ、その際には機械の搬入や据付けのための改修を伴う。そうした設備の更新や、それに伴う改修を計画するに当たり、その時点での工事内容を検討するだけでなく、建設当初の記録などを基に現状と比較し、更には将来の改修の可能性も含めて、長期的かつ全体的に計画することが重要である。そのほか、建設材料には工業製品が用いられるようになっているが、その更新に同一の材料や製品を確保することが難しく、類似の新しい工業製品を使わざるを得ないといった課題も見られる。

また、近現代建築物の特徴の一つとして、多種多様な内外装材が採用されることが挙げられる。これらの内外装材は耐久性が低く、模様替えや改修が繰り返され、意識せずに修理や改修を続ければ、建設当初の内外装材が失われる可能性が高い。このため、躯体部分と仕上

る。また、土木構造物は大きく被害を受けた際に復旧するだけでなく、災害を発生させないように、定期的に予防的措置を講じることが重要である。近年では、本堤側面の岩盤の安定化させる工事な工事も進められている。

げ部分とを分けて、それぞれ修理の在り方を考える必要がある。

一方、土木構造物は、構造躯体を残すだけでなく、施設としての機能を維持することが重要である。河川、港湾、ダム、橋梁、鉄道施設といった大規模な社会基盤施設は、システムとして広範囲に分布し、個々の施設も大規模なものが多い。その機能を維持していくためには周辺環境も含めて保存・活用の在り方を考えていかなければならない⁴。また供用下にあるものは、従来の工法だけでその機能を維持していくことが難しい場合、新しい工法を追加していく必要がある。更に建設当初の機能が失われている場合には、新しい機能を与えて新たな施設として再生し、施設自体の機能が停止している場合は公開施設として再生するなど、新たな役割を検討し、文化財の価値を示していくことが必要である。以上のことから、土木構造物の修理、活用のための改修を計画する上で、構造躯体自身の保存と機能の維持という両側面のバランスを見据えて検討していく必要がある。

近現代建造物における修理や改修の考え方を広く周知していくことも、保存と活用を推進することにつながる。しかし、修理や活用のための改修事例は、まだ十分に蓄積されているとは言えない。このため、修理や改修を行う際、早期の段階で幅広い分野の専門家からの意見を聞き、計画を策定していくことが必要である。

また、近現代建造物の保存・活用を考える上で、所有者等の文化財に対する理解、協力が不可欠であることを忘れてはならない。一般的に文化財は指定されることで公共性が増し、所有者等には国民共通の財産を管理する責務が課せられる。つまり近現代建造物の所有者等は、所有する建造物が文化財に指定されたことで、法令等に則って安全性確保、利便性向上に努めるだけでなく、国民共有の財産である文化財を管理するという、新たな責務を担うことになる。近現代建造物は現行の法令等に適合させるため、あるいは社会の要請に応じて、大規模な改修が行われることが想定される。改修によりやむなく文化財の一部を取り外す場合、取り外された部分又は部位は、将来、復原が可能なように記録をとった上で、可能な限りその「もの」を保存することが望まれる。しかし、取り外された部分、部位が大規模な場合、その保管はたとえ一部であっても所有者等にとって大きな負担となるので、所有者等の十分な理解、協力が必要不可欠である。また、民間の法人が所有している大規模な近現代建造物は、文化財としての管理だけでなく、不動産資産として管理しているという点を尊重しなければ、長期的に文化財を守ることはできないということを認識しておく必要がある。

(3) 近現代建造物の「保存活用計画」の在り方

近現代建造物を使い続けることは、その建造物本来の価値を顕在化させることであり、更

4 例えば堰堤（ダム）を保護しようとした場合、一般的に構造躯体のみが指定され保護されるが、その機能を維持するためには、構造躯体に接する岩盤等の周辺の環境と一体的にとらえて、保存と活用のための方策を検討していく必要がある。また上流の水源が確保されなければ、水や土砂を貯めるといった構造物としての本来的な機能が失われてしまうということを配慮していく必要がある。

に人々の文化財への理解を広げることにつながる。また近現代建造物の管理は文化財として特別なことではなく、日常の管理の延長線上にあることを所有者や管理者に認識してもらうのが重要である。なぜなら、こうした基本的な考え方が共有されることにより、自主的な保存と活用を促すことにつながるからである。それゆえ文化財の保存・活用に留意すべき点等、基本的な考え方を定めた「保存活用計画」を策定し、関係者間⁵で共有しておくことが重要である。

近現代建造物の「保存活用計画」の策定に当たっては、まず客観的・学術的観点から文化財の価値を明らかにする。その上で、従来実施してきた維持管理の行為や建造物としての機能を維持するために必要な行為等を整理し、文化財の価値に配慮する部分と活用のために改修が見込まれる部分を設定する基準を決め、これらの方針、基準などを「保存活用計画」にまとめる⁶。この計画の中では、原則として保存する部分、活用に資するために改変が許容される部分、及びその際の改修の考え方等を可能な限り明らかにする。そして、通常の管理行為や活用のための改修が行われる場合、それが文化庁の許可を要する行為か、維持の措置の範囲として許可を要しない行為であるか、あるいは保存に影響を及ぼす行為で影響が軽微であるか否かといったことを整理し、その手続をわかりやすく示しておくことが重要である。更に文化財として配慮すべき事項をあらかじめ明確に示し、関係者等で共有すれば、活用のために必要な改修を管理行為としてとらえることも可能である。この結果、所有者等による様々な活用の企画が誘導されることを期待できる。

特に、稼働している土木構造物では、保存すべき部分と改変が許容できる範囲等を明確化し、その手続等を定めた「保存活用計画」を策定することが、所有者等の負担の軽減につながるという点からも望ましい。土木構造物は、それぞれが機能を有する多数の施設から構成される大規模なものが多く、鉄道施設、水利施設、港湾施設、炭鉱施設、製鉄施設などの施設で、事故が発生すれば社会的に多大な影響を与えるため、より高い安全性が要求される。また安全管理の知識、経験を有する作業者のみが立ち入ることを想定している施設は、一般の人が利用することを考えていないため、もし文化財の公開で一般の人の立ち入りを許容した場合、想定以上の安全性が求められる。こうした特性に鑑み、稼働している土木構造物は、一般公開にとられず、機能や用途が維持されていることが主たる活用であるということを明確にし、文化財の価値を伝えるような方策を検討することも必要である⁷。また、施設が広域にまたがる場合は周辺の影響を受けることが大きく、周辺で行われる行為によっては文化財の保存に影響を及ぼす可能性もある。こうした保存に影響を及ぼす行為などもあらかじめ想定しておくことが重要である。

5 文化庁、文化財建造物が所在する地方公共団体、所有者等、文化財に係わる様々な分野の専門家、施設利用者など、当該建造物にかかわる様々な利害関係者を想定する。

6 「保存活用計画」は、結果だけでなく、策定する過程を記録しておくことにも意味があることを認識する必要がある。

7 「平成8年度 重要文化財（建造物）の活用について（通知）」においては、機能や用途の維持が活用であると言及されている。

このように稼働資産である土木建造物の「保存活用計画」を定めることは、適切な保存活用に必須といえるが、現時点ではそれほど多く定められていない。また、策定には専門性の高い判断が求められるから、今後、事前に関係する分野の専門家などからの助言を得るなどして、より実効性のある「保存活用計画」を策定することが望ましい。

本来、近現代建造物の「保存活用計画」は、所有者等の理解を得るためにも、文化財指定前に策定しておくことが理想といえる。しかし、事前に策定することは所有者等への負担にもなるから、指定後の早い段階で、所有者等の要望などを取り入れた上で、中長期的な課題を検討しながら策定することが望ましい⁸。

最後に「保存活用計画」については固定的にならず、文化財を取り巻く環境自体も変わるものであることから、将来にわたり、適宜、見直していくことが必要といえる⁹。

8 近年指定された近現代建造物の中には、指定後に受けた活用のための改修を含めて評価されるものもある。

9「文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用の在り方について 文化審議会企画調査会における第1次答申（平成29年12月8日）」では、計画の有効な期間の考え方について概ね10年程度としており、定期的な見直しを想定している。

3 近現代建造物を修理する担い手の確保

(1) これからの担い手に求められる技能

文化財修理の担い手である文化財建造物保存修理主任技術者¹⁰（以下、「主任技術者」と略記する。）の育成は、これまで伝統的な木造の文化財建造物の修理に対する幅広い知識と高い技術を有することを目指してきた。その延長として、近代までの建造物の修理にも対応できる人材を輩出してきた¹¹。しかし、近現代建造物の修理が本格化し、コンクリート造などの建造物を文化財として修理する中で、伝統的な文化財修理の考え方が適合しない事態が生じてきた¹²。また、管理や活用を考慮すると、エレベーターや空調等の設備機器、あるいは耐震補強を設置する際など、近現代建造物では修理に加えて新たな機能を加える改修も必要となる。新たな技術や機能を追加する際に可変性や可逆性といった考え方を採用すると、外観、内観とも、意匠的に及ぼす影響が多く、文化財の価値とその見え方に対するきめ細やかな配慮が求められる。つまり、近現代建造物を修理する担い手には、従来文化財修理に対する知識やコンクリートなどの近現代建造物に特有の材料を保存するための知識に加え、文化財の価値を理解した上で新しい技術や機能の意匠に配慮が求められる。しかし、いずれの職能においても、主任技術者が新たにこれらの全てを習得することは容易ではない。

一方で、主任技術者は、近現代建造物の修理事業を実施する際、文化財を扱う上での文化財修理の基本的な考え方に基づき、施工するよう努めてきた。文化財の価値を適切に保護するためには、今後も引き続き、その価値を理解する人材が実務に関与することが必要である。近現代建造物に係る担い手を育成していくには、伝統木造の文化財修理以外の実務経験も配慮して、特定の分野ごとに承認することが考えられる。更に、認証された実務者がそれぞれの特性を生かして事業に関わる仕組みを考えることも必要である。

また、近現代建造物の修理事業では、施設の活用を企画段階から修理後の維持管理まで、広い範囲で検討を行うことが重要である。そのため、従来の主任技術者だけでなく事業に関わる役割毎、例えば事業全体を総括的に指揮する事業の運営者、施設を管理運営する立場から事業に対して意見する所有者や管理者等、様々な立場の人間が事業の一翼を担うことにな

10 文化財建造物の修理に関する十分な知識及び技術等を有し、その修理工事において主に設計及び工事監理を行うため、「重要文化財建造物修理工事主任技術者承認基準」（昭和47年9月26日 庁保建第146号、平成24年8月29日改正）に基づき承認された技術者。

11 1980年代より進められた煉瓦造などの文化財修理では、伝統的な木造の文化財建造物の修理現場で設計監理に従事した主任技術者が担い手となり、木造の知識を準用しながら修理に取り組み、知識の足りない部分は専門家の助言を受けて実績を積み上げてきた。

12 例えば土蔵の土壁は、自然乾燥により硬化させたもので、材料の一部を再用することは、伝統的に行われてきた。コンクリートの場合でも、土壁同様に材料の一部である骨材を再用することは技術的に可能である。しかし、そのためには、生産手段、品質確保、費用など、多岐にわたる検討が必要である。そのため、この行為を修理として実施すべきか、文化財保存の理念に立ち戻り妥当性を検証しなければならない。

る。そして実際の工事では、職人や施工管理者なども重要な役割を担い、こうした人々の育成も必要と考える。

(2) 担い手の育成と裾野を広げた講習会

これまでの文化財修理では、文化財の価値を守るため、解体する範囲を最小限とし、可逆性に配慮しながら新しい技術や機能を追加し、本来の材料、工法、意匠を極力保存するよう努めてきた。また、解体しながら、調査に基づく復原考察を行い、総合的な価値を判断しながら工事を実施してきた。そして工事完了時には報告書を作成し、工事の内容だけでなく、修理により明らかとなった価値と、それを残すための検討を記録し、建造物と同時にその修理を後世に伝えるように努めてきた。以上のことは、文化財の価値を守る上で欠かすことができないプロセスであり、近現代建造物の修理で新たに参画する専門家や技術者にも、できるだけ具体的に伝えていく必要がある。

以上の基本的な考え方を踏まえ、近現代建造物の修理に対応する担い手を育成していく上で、以下のような方策が考えられる。

まず主任技術者については、文化庁が主催する主任技術者講習会制度において、講義の内容を検討するだけでなく、一般的な近現代建造物の設計監理経験者が受講できるよう、講習会受講資格を見直すことが考えられる。

また、多面的な事業形態や体制が求められる近現代建造物の修理では、各関係者や事業主体に対して、文化財の保存に対する考え方の理解が必要である。このため、従来の設計監理者だけでなく、事業の運営者、所有者、管理者、そして施工者や職人¹³までを対象として、専門分野に応じた文化財修理の講習会を開催し¹⁴、近現代建造物の保存・活用に対応できる人材の裾野を広げることを検討することも考えられる。例えば、都道府県の建築士会が主催するヘリテージマネージャー育成講習会のように、設計監理者だけではなく、施工者や管理者など、対象を広く設定して、文化財に関する基礎的な知識を得られるような受講機会をつくることである。また、独立行政法人や公益性のある団体が主催する研修会、大学における教育プログラムと連携することなどが可能性として挙げられる¹⁵。

13 伝統的な木造文化財建造物の修理工事では、大工や左官などの技能者が必要である。そこで文化財保護法では選定保存技術の制度を定め、これらの技能者の育成に努め、伝統的な修理技術の保存を図っている。近現代建造物においても、鋼構造物におけるリベット打ちの技術などが該当し、その育成に配慮することが考えられる

14 受講者の幅を広げる上では、その受講のメリットについても検討を行うべきである。例えば、施設管理者が受講した場合、文化財建造物の取扱いに関する裁量範囲を広げることが考えられる。

15 伝統的な木造の文化財建造物の分野では、公益財団法人文化財建造物保存技術協会が、木工技能者向けの研修を行っている例もある。

(3) 修理事例のまとめと情報の公開

従来の伝統的な木造の文化財建造物の修理では、長年にわたる実績から修理方針を定めることができた。しかし、近現代建造物の修理では、基本的な考えを共有する段階に至っているとはいえ、個別に修理事例を積み上げる段階にある。例えば、コンクリート造の補修事例について、一般的な建造物には補修の蓄積が既にあるが、歴史的な鉄筋コンクリート造や鉄骨造については、細部や全体のつくり方が現代と技術的に異なるため補修もそれぞれ異なり、これらの技術についても適宜評価し、残していく必要がある。つまり近現代建造物の文化財修理では、その価値を守るため、どのような配慮をすべきかを改めて考えなければならない。

このため、近現代建造物の修理工事報告書では、修理方針の検討過程から仕様の決定など、そのプロセスを記録しておくことも重要である。その一方で、一般建築工事にみる補修技術の評価や、土木構造物の長寿命化の事例などを参考として、修理に関する共通項を徐々に見いだしていくことが望ましい。これら修理事例は、地方公共団体をはじめとする近現代建造物の所有者や修理の関係者等が参照できるよう、適切に情報公開を図るべきである。なお、文化財としての修理の在り方を踏まえた技術開発に対する支援も検討する必要がある。

4 現行の工事執行制度における課題と対策

文化財建造物修理において、事業の中心となる主任技術者などの担い手は、あらかじめ実施した調査結果に基づき、修理方針を立てて設計図書を作成する。そして、工事着手後も施工に伴う調査を行い、竣工に至るまで関与し続ける。つまり、建造物の文化財の価値とは、担い手が施工前や施工中に行われた調査を通じて理解を深め、それを修理や復原に反映することで明らかとなる。しかし、公共建築工事の制度などでは、設計者が作成した設計図書に基づき、施工者が施工し、その中で施工に伴う調査は想定されていない。そこで、建造物を構成する材料、仕様、工法といった技法を調べ、それを評価し、施工に反映させる機会を設ける必要がある。工事前の段階で調査が行われることがあるが、こうした事前調査は、解体から組立てに至る施工中の調査と比べると、範囲が限定的で、精度が低いものとならざるを得ない。

また、土木の分野では、設計と施工が分離し、発注者の管理のもと、設計は外部に委託して、施工は建設会社と請負契約を結んで実施する方式が一般的である。発注者より設計を受託した設計者は、申し送り事項を設計の図面に書いて設計図書を成果品として完結させ、発注者は施工者に設計図書を渡して工事を発注する。この場合、設計者と施工者には直接的な関わりはないため、設計図書の図面や仕様書を正確に作成しても、施工時に判断する必要が生じた際に、設計者が考え方を施工へ直接反映できない可能性がある¹⁶。

16 例えば、漆喰の彫刻を修理する際、復原するために設計段階で原寸図を描いたとしても、立体的な形状を示すことはできないため、製作の場に立ち会いながら具体的に指示している。また、木部の彫刻に繕いの必要があれば、どこまでを除去し、どのような木目の補足材をあて、どれほどに高い技

そこで、現行の工事執行の仕組みに対して、いかに文化財建造物修理に適した調査や専門知識を反映できるか、建設業法による発注・契約・執行方法と、文化財修理事業の整合性を検証し、現行の課題を把握した上で、制度面での対策を講じる必要がある。これまでの担い手である主任技術者は、文化財の価値を守るために施工の内容まで踏み込み、材料・仕様・工法・意匠などを調査して、その成果を生かして施工者に指示を行い、一般的な建築工事との違いを明確に示してきた。このような文化財を扱う主任技術者の役割として必要な事項を具体的に整理し、現行の一般的な土木・建築工事において文化財の価値を守る仕組みを検討するべきである¹⁷。

設計と監理の分離発注が制度上やむを得ない場合でも、発注者の行う監理に対する監理補助などの業務や発注者・設計者・施工者の三者会議、あるいは委員会形式での参画により、調査で得られた知見、設計趣旨・意図が施工に確実に伝わっているか検証する機会が持たれるべきである。

5 今後に向けた取り組み

今回は、喫緊の課題であった近現代建造物における保存と活用の考え方、近現代建造物を修理する担い手の確保、そして現行の工事執行制度における課題と対策に対する検討を優先した。今後は、保存活用計画策定の進め方・考え方や、担い手育成のための教育プログラムの検討、更に保存技術の支援枠組みづくり等、残された課題についての検討を引き続き重ねていく。

量で正確な彫刻を施すか、その場で価値を維持するために専門的な判断を下している。石、煉瓦、コンクリートでも、残し方や復原の表現が重要で、各工種でこうした問題が発生する可能性がある。

17 例えば、現行の土木工事では、建設業法上、請負者は、当該工事の技術的事柄を所掌させる主任技術者又は監理技術者を置くことが決められている。文化財の修理工事では、この建設業法上の「主任技術者／監理技術者」と、これまで文化財修理を担ってきた主任技術者の役割の分担の明確化と、より緊密な連携が必要である。